

# 平成22年度 ヤンマー特別教育開催のご案内

主催 ヤンマー建機販売㈱ 山陰営業所  
後援 オーケーリース株式会社

労働安全衛生法 第59条第3項の規定により、機体重量が3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務には、当該機械の技能講習修了者を除き、事業者が行なう特別教育を修了した者でなければ就業できないことになっております。(罰則：6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)

また労働安全衛生規則 第38条により、事業者には、特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、それを3年間保存することが義務付けられています。(罰則：50万円以下の罰金)

当社では事業者の方に代わって、下記の要領にて運転資格取得のための特別教育を開講しており、またその記録も、代行して作成・保存致しております。

この機会をぜひご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。



小型車両系建設機械(整地・運搬等 機体質量3トン未満)特別教育  
※学科のみの講習です(実技は貴社で実施御願致します)

- ・開催日時 平成22年10月8日(金) 9時30分～16時30分  
※開始15分前までに受付(9時～)を済まして下さい。
- ・受講資格 満18歳以上
- ・講習会場 長浜コミュニティーセンター  
島根県出雲市長浜町514-11 TEL:0853-28-0215
- ・受講料 ￥15,000(テキスト代・昼食代含む) ※当日受付にてお支払い下さい
- ・申込み方法 受講申込書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。  
※その際、実技教育証明書が必要となります。  
(事業主・会社印(個人の方はご自身の印)を捺印した物)  
当日の所持品:筆記用具・受講料 写真未提出の方は当日持参ください
- ・申込み締切日 平成22年9月30日(木)  
※定員80名になり次第、締め切らせて頂きます。
- ・問い合わせ先 ヤンマー建機販売㈱ 山陰営業所  
TEL 0859-45-7741 FAX 0859-45-4817

